

平成24年 第4回

教育委員会定例会会議録

平成24年4月10日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2348号

平成24年第4回定例会

日 時 平成24年4月10日（火） 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	奥野佳宏
	教育政策担当課長	山本睦美
	学校施設計画担当課長	大久保光正
	学務課長	佐藤雅志
	生涯学習推進課長	白井隆司
	国体推進担当課長	上村 隆
	図書・文化財課長	沼倉賢司
	指導室長	平田英司

「書記」	庶務課庶務係長	柏 正彦
	庶務課庶務係	遠藤由香里

「議題等」

日程第1 教育長報告事項

- 1 平成24年度学級編制等について
- 2 平成24・25年度港区青少年委員の委嘱について
- 3 新スポーツセンターの整備について
- 4 生涯学習推進課の3月事業実績について
- 5 図書館・郷土資料館の3月行事实績について
- 6 図書館の3月分利用実績について
- 7 図書館資料の返却遅延に関する取扱いの変更について
- 8 港区立図書館と東京海洋大学附属図書館との相互協力の実施について
- 9 教職員の人事異動について
- 10 今後の幼・小中一貫教育の推進について

「開 会」

○澤委員長 こんにちは。実質、私が委員長になりまして第1回ということになりますけれども、平成24年といたしましては第4回の定例会を開始させていただきます。

本日、幼稚園の入園式が終わりまして、これで本年度、幼稚園、小学校、中学校、全て無事にスタートしたということです。私は芝浦幼稚園に行きましたけれども、何と新入園児が58名で、あの新築した幼稚園の広いホールが超満員ということで、私も、教育委員になって12年目になりますけれども、こんなに幼稚園がにぎやかなのは初めてでちょっとびっくりしました。卒業式、卒園式、それから入園式、入学式と、指導室は、私どものなかなか難しい意見を調整していただいて、お祝いの挨拶を完成していただきまして本当にありがとうございます。

それでは、日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 本日の署名委員は小島委員にお願いいたします。

第1 教育長報告事項

1 平成24年度学級編制等について

○澤委員長 日程第1、教育長報告事項でございますけれども、初めに、「平成24年度学級編制等について」。学務課長、説明をよろしくをお願いします。

○学務課長 それでは、平成24年度学級編制等についてご報告いたします。

本日配布いたしました資料ナンバー1をご覧ください。1枚目は総括表となっております。前年度の比較で申し上げますと、幼稚園で1学級、115名増、小学校で2学級、89名増、中学校で4学級、86名増ということで、全体で290名、幼児・児童・生徒数が増えてございます。

次のページから内訳になっていきますので、特徴的なところをご説明いたします。

初めに幼稚園でございます。3歳児では、青南幼稚園で新たに募集を開始いたしまして、そのほか、芝浦、高輪、港南、にじのはし幼稚園で、全体で45名の定員を増やしてございます。定員に対して在籍数は同数ですので、定員いっぱいとなっております。

次、4歳児でございますが、前年度と比べて55名増えてございます。なお、芝浦、港南、中之町、青南につきましては、入園決定時においては定員を若干超えても弾力的に受け入れてございましたが、最終段階では青南以外は定員内におさまってございます。青南につきましても、25名の定員のところを26名ということです。

5歳児では、前年度比13名増加してございます。全体では、合計で115名増ということでございます。

次は、小学校です。1年生は1学級35人編制となっております。前年度との比較でございますが、赤羽で1学級増、三光、筈で1学級減、児童数でいきますと全体で3名増となっております。

なお、学校選択希望制の抽選となった学校で、芝では、希望された方のうち14名、本村で11

名が繰り上がることができませんでした。また、特徴として東町小学校の今年度の入学者は35名でございます。昨年度が15名で、入学者が相当数増えてございますので、学校としてはさらに活発な活動ができるのではないかと考えてございます。

2年生でございます。2年生につきましては今年度から1学級35人という都の基準に従って編制してございます。三光、港南、筈の各小学校で1学級ずつ増えてございます。児童数は全体で9名増となっております。

3年生以降はこれまでどおり1学級40人編制となっております。3年生は、芝浦、高輪台、港南で1学級増、児童数としますと全体で108名増となっております。

4年生では、三光、港陽で1学級減ということで、児童数は全体で36名減となっております。

5年生は、御成門、三光で1学級増、高輪台で1学級減、児童数は18名増となっております。

6年生は、芝浦、港陽で1学級減となっております。全体では13名減となっております。

なお、今回から筈小学校の日本語学級、通級学級の数字を出させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

次は中学校でございます。今回、1年生は1学級37人で編制してございます。1年生ですが、特徴的なのは港南中学校で、2学級70人増と昨年度に比べて大幅に増えてございます。このほか、六本木で1学級増、赤坂は1学級減で、生徒数は全体で53名の増となっております。中学校におきましても、学校選択希望制で抽選となりました三田で24名、高松で15名が繰り上がることができませんでした。

2年生では、赤坂、青山で1学級増、六本木で1学級減ということで、生徒数は全体で26名の減となっております。

3年生は、御成門、港陽、赤坂で1学級増、港南、青山で1学級減、生徒数は全体で59名の増となっております。

最後のページは、小中学校特別支援学級でございます。小学校の固定学級でございますが、青山小学校は、1年生に新たに入学しただけではなくて、2年、5年、6年にも児童が入ってございます。全体としますと、6名増ということで1学級増となっております。固定学級全体としますと、1学級増となっております。通級につきましてはご覧のとおりでございます。なお、1年生につきましては、現時点ではまだ確定しておらないということで0となっております。

その下が中学校でございます。港南中学校では、新入生が5名新たに入り、生徒数が増えてございます。なお、青山は、この3月に8名卒業したこともございまして、1学級、7名減となっております。中学校全体では1学級、1名の減でございます。説明は以上でございます。

○澤委員長 それでは、ただいまの学級編制等につきましてご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

○小島委員 全体で幼稚園も小学校も中学校も、幼児数、児童数、生徒数が増えたということで、非常に嬉しい気がしますね。先ほど委員長が芝浦幼稚園がにぎやかだったとおっしゃっていましたが、やはりにぎやかであることが発展するまず第一歩です。生徒数が少なく何となく寂しい頃もありましたが、この表を見させていただいて、率直な感想として、子どもたちが増えて嬉しいとい

う感じを受けました。

幼稚園は115名も園児が増えたのに、何で学級数は1学級しか増えないのですか

○学務課長 学級増としましては、新たに募集した、青南の3歳児クラスになります。この他は、3歳の定員増と、これまで若干空きがございました4歳、5歳の子どもが増えたということで、全体的に在籍率が高まったということでございます。

○澤委員長 幼稚園の115名の増というのは、全体の人数が幼・小・中合わせて290名の増加ですから、半分近くが幼稚園ということで、過去の幼稚園の状況からすると信じられないような素晴らしいことです。

○小島委員 室長に質問ですが、幼稚園の園児が115名増えて、学級数が1学級増えたということは、正規の教員の人数はどうなっていますか。

○指導室長 教員につきましては、学級数に応じてということでございます。正規の教員について言えば、この学級数に対して配置ということになります。

○小島委員 ただ、正規の教員以外の、例えば区費講師とかは去年よりは多く配置していますか。

○指導室長 講師を配置しております。特に3歳児の最初の時期につきましては、講師と一緒に指導できるような体制をとってまいります。

○小島委員 今日、私は白金台幼稚園の入園式に行ったのですが、3歳児と4歳児が両方とも、入園児はこっちでは泣いているわ、こっちではお母さんがあたふたしてといった状況で、こういうときに先生が増えないのでは大変だなと思ったのです。区費講師で対応していくということですね。

○澤委員長 小学校も、東町小学校が国際学級のスタートということで、嬉しい反応といますか、昨年の15名と比較して倍以上増えている。港南中学校の生徒数の増加というのは、前にもちらつと言われたような気がしますが、何か理由はありますか。

○学務課長 近隣の高松中、三田中が抽選となったこともありまして、その結果を受けて地元というようなことで、抽選後に数字としては伸びているということでございます。

○綱川委員 保護者に聞くと、芝浦小学校が移転して向こうに行ったので、今までより港南中学の存在が増したといますか、保護者に浸透してきたということをおっしゃっていましたね。

○教育長 いろいろな要因があると思うのです。港南中学校の校長先生を初め、諸先生方の地道な努力によってきているのだと。つまり、港南中学校の存在が地域の方々にも非常に浸透しているということ。今年は、芝浦小学校から34人入学しましたが、今までは1人とか2人とか、0人というときもかつてはあったわけです。私は、港南中学校の入学式にお邪魔したのですけれども、芝浦の町会長さんが非常に喜んでいらっしゃいました。港南中学校の入学式に行っても、今までは地元の町会の子どもたちはあまり行っていなかったというのですね。でも、今回は三十数名もいるので、入学式に行っても非常に張り合いがあったとのこと。それから、芝浦小学校の黒田校長が、今までは入学式で肩身が狭かったのですけれども、今年は堂々と参列できると昨日話をしておりました。子どもが増えるということは、全体的に活気が出て、地元の町会長さん、区民の皆さんは大変喜ばれておりました。しっかりと教育を行うことでこの流れをさらに強固なものにしていくということが今後求められていくと思いますので、教育委員会もしっかりとバックアップしていかな

ければいけないと思います。

○半田委員 全体的に活気が出てきて数字も伸びているところは大変喜ばしいと思いました。昨日、朝日中学校の入学式に参りまして、今、小中一貫に伴う改築工事で数字的には減ってしまっていますが、校舎を拝見しましたら、全部を塗り直していただいて、地域の方も大変喜ばれていました。数ではないというところで逆にいい結果を出したいというご意見も伺いました。三光小の4階にできたのですけれども、生徒たちがいい環境で教育が受けられるように配慮をよろしくお願いいたします。

○学務課長 私、3学期の保護者会と、先日行われました給食試食会にお邪魔してまいりました。そこで感じたのは、保護者の参加率がものすごく高いということです。非常にいい雰囲気、学校と保護者、地域が一体となっているということを肌で感じることができました。先生のお話しに対してたいへんいい反応を保護者の方がされているということで、非常に温かみがある学校ということを感じられました。約3年、狭い仮校舎での生活ということではございますが、引き続きしっかりと学校運営ができるように支援していきたいと思っております。

○澤委員長 私が今日出席した芝浦幼稚園では、入園式が終わった後に地域の方々が結構長くそこで歓談しているわけです。やはり学校とか幼稚園とかというのが、今、生涯学習推進課で地域の学校支援本部、そういうテーマを社会教育委員に諮問してもらっていますけれども、地域の方々が幼稚園、学校を支援していただく、学校とか幼稚園が地域の核となる、そういう雰囲気を今日幼稚園に行って感じられていいことだなと思えました。

それでは、次に移らせていただきます。

2 平成24・25年度港区青少年委員の委嘱について

○澤委員長 「平成24・25年度港区青少年委員の委嘱について」。生涯学習推進課長、よろしくお願ひいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、港区青少年委員の委嘱について、ご報告いたします。

資料ナンバー2をご覧ください。

青少年委員の委嘱につきましては、平成24年3月13日の第3回教育委員会定例会でご報告をいたしました。その時点で手続きの完了していなかった委員について今回改めてご報告をするものです。

資料の裏面をご覧ください。手続きが完了しておりませんでした14番、15番の朝日地域におきまして、資料のとおり、委員をご報告させていただきます。報告は以上でございます。

○澤委員長 ただいまの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。青少年委員もにぎやかな顔ぶれになったなという印象ですけれども。

○綱川委員 これで定員に満たないところ、あき枠というのはあるのですか。

○生涯学習推進課長 青少年委員の定員は26名に設定してございますので、今回は定員は充足されています。

○澤委員長 それでは、この報告についてはよろしゅうございますか。

3 新スポーツセンターの整備について

○澤委員長 次に、「新スポーツセンターの整備について」。生涯学習推進課長、よろしくお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、新スポーツセンターの整備についてご報告いたします。

資料ナンバー3をご覧ください。

スポーツセンターを含む田町駅東口北地区公共公益施設につきましては、津波や液状化を踏まえた防災機能の強化や文化芸術ホールの整備時期について検討するため、工事を一時中止いたしました。検討の結果、文化芸術ホールは、今後の財政見通しと防災機能の強化を最優先する観点から、現行計画どおりの整備はいったん中止することとし、文化芸術ホール以外の施設についてはこの4月から施設の建設工事を再開することとなりました。

工事の再開日は、資料のとおり、平成24年4月2日月曜日からとなっております。

その中で、スポーツセンターの運営内容をこれまでも検討してまいりました。運営内容の検討状況でございます。現在の施設と比べまして機能を拡大してございます。まず、1点目です。サブアリーナの新設でございます。これは、パドルテニスやフットサルなど、これまで現スポーツセンターで対応できなかった種目に対応できるようにするものでございます。

2点目でございます。2点目は、プールを2コース増設し、水中歩行、水中運動のアクアビクスを行う専用コースを設置するものでございます。

3点目でございます。3点目は、屋外のランニングコースを新設いたします。ランニングコースは、屋内のランニングコースが大会で使用できない場合に屋外のランニングコースを使用できるように対応するものでございます。

4点目でございます。4点目は、アリーナを各種スポーツの公式戦対応にするものでございます。公式規格のスポーツに対応する十分な天井の高さ、スポーツに適したフローリングですとか、安全に配慮した壁面パネルの仕上げですとか、バドミントン競技の際、シャトルに影響を与えないような空調計画などを盛り込んでございます。

5点目でございます。5点目は、サブアリーナとアリーナを同一階にいたします。同一階にすることで、アリーナを大会の主会場、サブアリーナを選手のウォーミングアップや控えとした運用が可能になるようにしてございます。

また、今後、介護予防総合センターとの連携を検討してございます。その中で、介護予防事業の開催について検討をいたします。

そのほかに検討の項目でございますが、開館時間及び休館日、それから個人利用の区分、使用料減免の対象者など、引き続き検討を行っているところでございます。報告は以上でございます。

○澤委員長 それでは、ただいまの報告につきましてご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○綱川委員 「機能の拡大」と書いてありますね。これは、どの時点からの機能の拡大なのでしょうか。計画通知という確認申請をとった時点からの拡大ではなかったら、ここに書く必要もないのでしょうか、その辺の時系列が全然分からないので、ちょっと教えていただければと思います。

○生涯学習推進課長 こちらの方は、新スポーツセンターを現スポーツセンターと比較しまして機能の拡大をした部分を列記してございます。

○澤委員長 ほかに何かございますか。

○小島委員 2の(2)で「介護予防総合センターとの連携」ということで、「複合施設のメリットを活かしスポーツセンターの施設を活用した介護予防事業の開催について検討します」と書いてあるのですが、生涯学習推進課が介護予防事業を検討するのですか。

○生涯学習推進課長 介護予防というのは高齢者支援課の検討事業でございます。生涯学習の分野におきましても、スポーツをする中で高齢者の介護予防に役立つメニューですとか、講座を開設するなど、連携して取り組んでいきたいと思っております。

○小島委員 分かりました。

○澤委員長 大震災を踏まえて、液状化とか、新たな報告だと随分高い津波が予測されているようですけれども、あのあたりは液状化というような危険はあるのですか。

○生涯学習推進課長 現在、まちづくり支援部が津波の予測、液状化の予測などに取り組んでおります。現時点では、まだ数値が出ておりませんので、この地区の液状化とか津波のおそれというのがまだ詳しく把握できないわけでございますが、津波対策としまして、防災備蓄倉庫を上層階に移転するとか、防災センターをより水防化するとか、そうした対策を今回施設全体として取り組んでおります。

○澤委員長 ありがとうございます。この案件はよろしいですか。

4 生涯学習推進課の3月事業実績について

○澤委員長 それでは、「生涯学習推進課の3月事業実績について」。同じく生涯学習推進課長、ご説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の3月の事業実績についてご報告いたします。

資料ナンバー4をご覧ください。

特徴的なところを申し上げます。4日にスポーカルまつり IN AOYAMA、それから、31日の土曜日にスポーカルまつり IN MITAを開催いたしました。スポーカルまつりはスポーカルを周知するためのイベントですが、特に3月31日のスポーカルまつり IN MITAは、強い雨の天候だったにもかかわらず、三田中学校で109人と大変多くの方のご参加をいただきました。周知に時間をかけることができたこと、種目の中で、卓球の種目に全日本クラスの講師を呼べたこと、カードゲームも実施いたしました、世界チャンピオンなどもお呼びすることができました。地域の人材をうまく活用することができたことは良かったと考えてございます。このような点を今後もイベントの展開に生かしていきたいと考えてございます。報告は以上でございます。

○澤委員長 スポーカルまつり IN MITAの109人というのはすばらしい数ですね。

私から1点確認です。26日に社会教育委員の会議があったということですが、進捗状況はどんな状況になっているのでしょうか。

○生涯学習推進課長 地域の連携に向けた諮問をいただきまして、今年度内に答申の方をまとめよ

うとしているところでございます。

○澤委員長 ほかによろしゅうございますか。

5 図書館・郷土資料館の3月行事实績について

○澤委員長 次に、「図書館・郷土資料館の3月行事实績について」。図書・文化財課長、よろしくお願いたします。

○図書・文化財課長 それでは、図書館・郷土資料館の3月行事实績についてご報告申し上げます。資料ナンバー5でございます。

それでは、いくつか特徴的なものをご報告させていただきます。

まず、資料の1ページ、映画会でございます。3月11日、これは行事予定のときにもご報告させていただきましたけれども、東日本大震災後ちょうど1年ということで関連の映画会を実施いたしました。みなと図書館で、人数は若干少なく22名の参加ということでございました。この映画会につきましては、災害関連の映画をやったわけでございますけれども、その前段で、今、図書館に今回の震災の関係で避難されてきている方が、長く、昨年夏ぐらいから臨時職員としてお仕事をさせていただいております。その方に震災当日の様子などを現場でちょっとお話をいただきまして、それから映画会というような形で、参加した方にも臨場感のある、本当に現場のお話を聞いていただけたのかなというふうに思います。

ただ、この方は、実際にはご自宅の方は特に大きな被害は受けなかったのですけれども、どちらかという、原発の方の影響でこちらにいらっしゃっているということで、逆に、自宅は全然平気なのに戻れないというようなもどかしさみたいところもお話しいただいたところでございます。

それから、資料の4ページでございます。郷土資料館でございますけれども、こちらの方は、3月、資料館講座「江戸大名屋敷を探る」ということでシリーズで講座の方を3回やらせていただきました。こちらは各回とも三十数名のご参加をいただいたところでございます。

それから、もう一つ、郷土資料館では、10日と24日、親子学習会ということで、毎年3月のこの時期に親子でいろいろ体験していただく、あるいは学習する機会を設けてございますけれども、今年度は芝離宮の方の見学・解説を1回目にやりまして、その後、2回目につきましては、日本庭園に触れてみようということで、小さなものですが、枯山水を実際につくっていただいたりとかということで、ちょっと変わった趣向でやっております。こちらの方は、参加した方に非常に好評だったと聞いております。報告は以上でございます。

○澤委員長 それでは、ただいまの報告につきましてご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

3月11日はそういう体験の生の声が聞けたんですね。確かに、もう少し参加者が多ければ良かったのでしょうか。

郷土資料館の方の「江戸の大名屋敷を探る」という中で、全部座学というとおかしいですけども、どこか行ったとか、そういうことではないのですか。

○図書・文化財課長 こちらにつきましては、3回とも三田図書館の集会室の方でお話を聞いてい

ただいて、その上でご質問等を受けるというような形で、1回目は総論ということでお話をいただきまして、2回目につきましては考古学的な分野からのお話、3回目につきましては建築史的な部分でのお話ということで、それぞれ分野を変えて角度を変えた形で講座を実施してございます。

○澤委員長 34名の参加ということで、これは結構盛況だったのですね。

○図書・文化財課長 こちらの方は、事前申し込みをしていただきまして、3回全部のご参加を前提としたお願いをするという形になりますので。今回、日によってご都合で若干人数が変わるのですけれども、三十数名ということで、定員が40名で募集してございますけれども、申し込み自体は定員を超えておりました。

○澤委員長 前にもお話したかと思うのですが、最近、江戸のことが随分本に出されて店頭に並んでいるので、ちょっとした江戸ブームみたいなのがここ何年かあるのかなと、そんな印象を持っています。

○小島委員 「日本庭園にふれてミニミニ石庭（枯山水）を作ってみよう！」は、10日と24日とありますよね。10日の場合が芝離宮庭園で、24日は三田図書館でやっているということなのですが、中身としては同じようなことをやっていたのでしょうか。

○図書・文化財課長 10日の方は、芝離宮に皆さん行っていただいて、実際の日本庭園とか、そういったところを解説しながら見ていただいています。24日の方は、図書館の集会室にお集まりいただいて、そこに講師の方に来ていただいて、ミニセットというキットみたいなもので実際に小さな石庭をつくってみようというような趣向でございます。

○小島委員 枯山水をつくるというのですが、枯山水というと大人びたというか、親子でやるというのはおもしろいと思いますが、どういうねらいなのですか。なかなかユニークな取組みですね。

○図書・文化財課長 この講座は親子で参加するとなっていて、これは、小学生の中学年から高学年のお子さんとその親御さんという形で募集しているのですけれども、枯山水というのは子どもさんの方はあまりなじみがないのかなと思ったのですが、実際にやってみると、非常に楽しかったと、その後のアンケートではたいへん好評をいただいております。

○小島委員 小学生のうちから枯山水に親しむというのは大したものだと思います。

○澤委員長 また、親子のコミュニケーションもとれるし、なかなかいい企画だなと思いました。ほかによろしいですか。

○半田委員 高輪分室がオープンしてしばらくたちましたが、順調に浸透していらっしゃるのでしょうか。数を見ると特別多いということではないのですが、色々な事業を計画していらっしゃるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○図書・文化財課長 高輪分室につきましては、今回も映画会等を行いました。参加者は若干少なかったりもしているのですけれども、特に試験時期などはかなり需要が多かったりとか、あと、分室の方の資料等の利用につきましても徐々に浸透してきているという実感は持っております。

○澤委員長 高輪分室はすごく立派な施設なので、区民の皆さん、あるいは子どもたちに大いに活用していただけるといいと思います。

よろしゅうございましょうか。

6 図書館の3月分利用実績について

○澤委員長 次に、「図書館の3月分利用実績について」。図書・文化財課長、よろしくお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、図書館の3月の利用実績についてご報告申し上げます。
資料ナンバー6でございます。

1枚目のところは、例月と同じように、3月1カ月分の利用実績について数字を示させていただいております。実績としては、それほど前年度と変わっているところはありません。

それから、A3の資料を2枚お出しさせていただきました。こちらの方は、3月の実績が出たということで、年間通じての実績がまとまっております。A3の1枚目の方は「図書館利用集計表」となっていますが、基本的に、資料の貸出数について記載させていただいております。その裏面につきましては、資料の予約数を記載してございます。その次のA3の5ページにつきましては、「収蔵資料数・利用登録者数の推移」の資料をおつけしてございます。

年度を通して、貸出数、予約数ともに同じような傾向でございますけれども、年間を通じますと、前年度との比較ということで一番右側に割合を書いておりますが、やはり3月の震災の関係で運営時間を短縮したり、一時休館をしたりということもございましたので、例年に比べますと貸出数、予約数は若干下がっているという結果が出てございます。今年度につきましては、さらに利用拡大に向けてさまざまな施策をやりたいと考えています。以上です。

○澤委員長 図書館の利用実績につきまして、3月分と、年間を通しての実績について報告をもらいました。図書館も区民の皆様から愛用されていて、私も地元の赤坂図書館に時々行くのですが、いつも込んでいてなかなか座れないような状況です。図書館は区民の皆さんから随分活用されているなという印象を持っています。インターネットなどの予約も随分活発に利用されていると感じています。よろしゅうございませうか。

7 図書館資料の返却遅延に関する取扱いの変更について

○澤委員長 それでは、「図書館資料の返却遅延に関する取扱いの変更について」。図書・文化財課長、よろしくお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、資料ナンバー7でございます。「図書館資料の返却遅延に関する取扱いの変更について」、ご説明させていただきます。

図書館の資料につきましては、基本的には、貸出日以降2週間という形で返却の期限を設けてございますが、この返却期日までに返却をなされない利用者の方が若干いらっしゃいますので、そういった方に対して、図書館の方としても返却に向けての様々な取り扱いをしているところでございます。23年度につきましては、当初の返却期日は貸出日から2週間後ですけれども、それからさらに3週間ですから、貸出日から5週間たったところでまだ返却されない場合につきましては、それ以降、新たな資料の貸し出しについて停止をするという措置を行っております。やはり予約の多い資料等につきましてはなかなか順番が回ってこないというような苦情等もいただいておりますので、資料の回転率の向上ですとか、公平性の確保のために、その3週間の返却期日を短縮といいま

すか、さらに厳格化しまして、当初の貸出日から2週間、通常の返却期日を過ぎた利用者の方につきましては、その資料が返却されるまでは新たな貸し出しを行わないというような取り扱いをしたいと考えてございます。それに伴いまして、関係要綱、要領の改正をしたいと考えてございます。

改正する規定につきましては、港区立図書館運営要綱、それから港区立図書館個人貸出停止要領でございます。

3番目の「施行期日」ですけれども、本年6月1日からそのような取り扱いにしたいと考えてございます。

4番目、「周知方法」です。施行までに2カ月弱の期間がございますので、その間に、図書館ホームページ、区のホームページ、「広報みなと」、館内でのポスター掲示、それから、貸出期限票と言いまして、これは自動貸し出し機などで貸し出しをしたりする場合にレシートのようなペーパーが出てくるのですけれども、そのペーパーに「取り扱いがそういう形に変わります」という表示をしてお知らせをするということでございます。あと、貸出時のチラシ。窓口等で貸し出しする場合には、その資料にチラシを挟んでお渡しするということを考えてございます。それから、メールアドレスを登録されている方につきましては、メールでのお知らせ等も考えてございます。

そのような周知方法によりまして利用者の方への周知をした上で、6月1日からそのような取り扱いをしたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきますと、改正する要綱、要領の新旧対照表をつけてございます。港区立図書館運営要綱でございますが、要綱では、取り扱いについての基本を規定してございます。この中で、第13条というところで、現行では「利用期限内に返却せず、督促を受けてもなお返却しないときは、一定期間館外利用を停止することができる」となっておりますけれども、こちらを「利用期限内に返却しないときは、館外利用を停止することができる」と改めます。

それから、もう1枚おめくりいただきますと、「港区立図書館個人貸出停止要領新旧対照表」でございます。こちらの方がより細かな規定をしているところでございますけれども、その中で特に関連してくるのは第2条でございます。第2条の1号のところで、貸出停止の要件を書かせていただいておりますけれども、第1号で、現行では「資料の返却を期限の日から3週間以上怠る行為」ということで、3週間という形で規定をしてございますけれども、改正案では「資料を返却期日までに返却しない行為」と改めてございます。

あと、第4条でございます。「貸出停止の手続き」を定めておりますけれども、現行では、「前条に規定する制限を行う場合は、別記様式『図書館資料返却の督促』により事前に通知する。ただし、連絡先不明等通知の手段がない場合及び次項の場合は、通知を省略することができる」としております。第2条第2号から第4号は、資料の返却期限遅れ以外の項目でこのような場合につきましては直ちに停止をすることができるということです。それを改正案の第4条では、「第2条各号」ですから、第1号の返却期日を過ぎた場合も含めまして、第2条に該当する行為があった場合は直ちに貸出停止を行うものとするということで改正してございます。以上です。

○澤委員長 図書館資料の返却遅延に関するルールを変更するという事で説明がありましたけれども、何かございますでしょうか。

○**綱川委員** 「港区立図書館個人貸出停止要領新旧対照表」ですけれども、第2条第3号及び第4号は「(略)」と書いてあるのですけれども、具体的にちょっと教えていただけますでしょうか。

○**図書・文化財課長** 申し訳ございません。ちょっと関連するところなので載せた方が良かったのですけれども、口頭でご説明させていただきます。

第3号は「館外に無断持ち出しした場合」ということです。第4号は「その他運営上著しい支障がある行為」ということで、特別明確に定めているわけではございませんが、上記1、2、3以外の支障がある場合にはということで規定してございます。

○**澤委員長** 他に何かございますか。

○**半田委員** 実は、うちの娘がよく貸していただきながら、返すのが遅れて、お電話をいただいたり、はがきをいただいたりしているのですが、これは、例えば急に引っ越しをしたりとか、連絡先が変わったりとか、メールアドレスが変わる場合があると思いますが、どのぐらいの頻度で貸し出しをしている方の連絡先とかを確認するのでしょうか。というのは、連絡先不明等ということが発生しないように、どのように防止策をなさっていますか。

○**図書・文化財課長** 通常、今までも3週間で貸出停止となつてございますけれども、その前段の督促をしております。今回も、返却期限がおくれると停止にはなってしまうのですけれども、停止になつても返していただけないというケースもありますので、今回の督促は、それ以降に予約が入っている資料につきましては2週間以内に督促をする。それ以外の予約が入っていないものにつきましても、2週間目には督促をするというようなことを考えてございますので、そういったところでご連絡がつくかどうかというようなところを確認したいと考えてございます。

○**小島委員** 3枚目で「港区立図書館個人貸出停止要領」というタイトルがあつて、第1条で「港区立図書館条例施行規則第10条の規定に基づく」云々というふうに書かれているわけですが、この貸出停止要領は、この図書館条例施行規則第10条に基づいて、図書・文化財課長にこれを制定する権限が与えられているということなのではないでしょうか。停止要領だから。前提から見ればそれほど大きなマターではないので、いわゆる議案として委員会で議決する必要がないから、これは図書・文化財課長に権限を一任して報告事項にするのかなという確認です。

○**図書・文化財課長** 図書館条例施行規則の第10条では、館外利用の停止についての規定をしております。教育委員会が図書館資料を期限内に返却しなかった利用者及び図書館運営上著しい支障がある行為を行った者に対して一定期間貸し出しを停止することができると規定をしております。

○**小島委員** それは教育委員会ができるのですか。

○**図書・文化財課長** そうですね。

○**小島委員** ただ、具体的にどんなときにどうするかというのは一定の権限で委任しているという、そういうスタイルですか。

○**図書・文化財課長** そうですね。それを受けての今回の貸出停止要領でございますので。この要領の改正等につきましては、次長決裁で決定しております。

○**小島委員** 次長決裁ですか。

この前、訓令の改正というのがありましたね。訓令は事務局で決定することができるのですか。

○庶務課長 訓令の改正は、港区教育委員会事案専決規程で委員会の議決事項と定められております。次長や教育長決裁で決定することはできません。

○小島委員 だから、教育委員会で議案として出して決裁するものと教育長の権限でできるものがあるわけですね。これは、貸出停止の権限で、図書館全体から見れば小さいことなので、当然、事務局側の教育長権限でいいと思うのです。分かりました。

○教育長 今回の件は、説明員が、この規定はこうなっているのでこう改めますと前置きしてから説明をしてもらえればいいと考えています。私は、この取り扱いの変更というのは結構なことだと個人的には思っています。なぜ、こういう取り扱いを変更したのかといえば、これによって区民の図書館利用に関する利便性なり利益が改善されるという思いがあるからするのだと思うのです。その辺について具体的に図書館の方ではどのように考えていますか。区民にとってどのような良い変化がもたらされてくるのかということですね。

○図書・文化財課長 今回の取り扱いをするに当たっても、前段、過去につきましては、今は3週で貸出停止というような取り扱いをしてございますけれども、それ以前は、8週過ぎた段階では貸出し停止という取り扱いをするということになっておりました。それを3週に早めて、より多くの方に資料の利用をしていただくという前提で検討をしたのですけれども、結果的に、実際の資料の返却遅れの状況を確認してみたところ、8週で停止していたときと3週で停止していたときと、3週間のところで一応様子を見ていますのでそれを出してみたのですけれども、数字がほとんど変わらなかったといった場合がございました。そういったこともありまして、今回さらに厳格化して取り扱いをしようということでございます。今回、その取り扱いに関して、我々としては限られた予算の中で蔵書している資料でございますので、より多くの方にご利用いただきたいという思いもございまして、実際にご利用いただいている中で、3週間以上遅れる方というのはごく一部の方ではございますけれども、ざっと見ますと、3週間以上おくれる資料というのは全体の貸出資料に対して1.5%ぐらいなのですね。一部の方のそういった行為によって、ここでは予約したものがなかなか回ってこないというご意見を私どもに直接にいただいていることもありますので、ぜひ多くの方にご利用いただきたいということで、今回こういった取り扱いをさせていただきたいということでございます。

○教育長 この資料の中にも「資料の回転率向上と公平性確保のため」というふうに示してあるわけですが、そういう借りたい資料というのは、平均すれば1.5%なのかもしれないのだけれども、興味・関心のある資料というのは、新刊であったりとか、そういったものについては借りたいという人がたくさんいるのです。待っている方がたくさんいる中で、ひとりがルーズに長く借りてしまっているというのは非常に問題があって、平均では1.5であろうが、本当はその資料についてはもっと回転率が高くなるということもあるので、利用者のマナーの向上も含めて実施していくことというのは有意義なことなのではないかと思えます。

また、ぜひ図書館でも、実施した後のご意見もしっかり聞いてもらって、効果を確認していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○綱川委員 今のご説明だと、効果が上がらなかったのが厳しくしたというふう聞こえたのです

が、実際にこういった決まりをつくっても、もう借りないと思っていて、ずっと返さない人というか、返却の意思がなくて返ってこないというのは今まで結構あるのですか。

○**図書・文化財課長** ごく一部ではありますけれども、そういった方もいらっしゃいます。引き続きそういった方に対しては、督促とか、そういった形ではずっと継続はしておりますけれども、そういった方は、本当の一部ですけれども、いらっしゃることはいらっしゃいます。

○**綱川委員** そうしますと、有価物ですよね。結局、価値のあるものを返さないという者に対して、こういうペナルティだけではなくて、弁償とか、そういうものというのは図書館ではなじまないのでしょうか。

○**図書・文化財課長** 現状では、例えば汚損ですとか、あるいはなくしてしまった、どこにあるかわからないという方がいらっしゃいまして、そういう方に関しては弁償していただくという形にしております。そういった届け出を出していただいた場合はそういった形で対応をしていくのですが、いつまでもそういった手続きをとっていただけない方というのもほんの一部いらっしゃいますので、そういった方に対する取り扱いというのは、今後さらに厳格化を考えていきたいと思っています。

○**綱川委員** 先ほど教育長がおっしゃっていたように、区民に対する利便性を考えたときに、厳格化というのもこれから必要になってくるのかと思いますので、よろしくお願いします。

○**澤委員長** 確かに、区民の共有の財産を、そういうルールを守らない人のためにほかの人に迷惑がかかるということは非常に問題なのですけれども、委員としての立場で質問させていただくと、この「停止の解除」というのはどういうルールでやられているのですか。返せばすぐオーケーということですか。

○**図書・文化財課長** 現段階では、遅延している資料をすべて返却していただいた段階で解除になります。

○**澤委員長** 私がやっているテニスなんかだと、無断だと何カ月間、その人は申し込みできないというルールがあります。うっかりという場合もあるかもしれませんが、綱川委員が言われるように大事なことなので、よろしくお願いいたします。

8 港区立図書館と東京海洋大学附属図書館との相互協力の実施について

○**澤委員長** 次に、「港区立図書館と東京海洋大学附属図書館との相互協力の実施について」。図書・文化財課長、よろしくお願いいたします。

○**図書・文化財課長** それでは、港区立図書館と東京海洋大学附属図書館との相互協力の実施についてご報告させていただきます。

このたび、東京海洋大学の附属図書館と港区立図書館の間におきまして相互協力の協定を締結してございますので、ご報告をさせていただくものでございます。

東京海洋大学附属図書館につきましては、港南の東京海洋大学の校舎の中に附属図書館がございます。それから、江東区の越中島の方に分館がございます。もともとは二つの大学が一つになっているところでございまして、それぞれもとのところのそれぞれの大学に図書館がございます。そち

らの図書館。基本的には東京海洋大学ですので、海に関するような、あるいは自然科学系の蔵書が非常に多い図書館でございます。港区の方では、そういった自然科学系の蔵書というのもありますけれども、割合としては区立図書館全体の蔵書の中の7%程度になってございますので、そういったところを補強するという意味で今回連携を進めております。また、東京海洋大学の方からしますと、そういった専門書的なものが多いのですが、一般的な小説ですとか、そういったものの蔵書が非常に少ないということがございますので、お互いに補完するというような意味合いで相互協力を実施するものでございます。

貸出冊数につきましては、1人3冊としてございます。この3冊というのは、港区立図書館の利用者が東京海洋大学から借りる場合に1回に1人3冊という形になります。区立図書館の貸出数そのものは1人10冊までとなっておりますので、その10冊の中の3冊という扱いになってございます。

貸出期間は、一般のその他の公立図書館の蔵書と同様に2週間としてございます。

実施期日でございますけれども、協定そのものは3月末に成立してございまして、4月1日から既にそのような取り扱いをしているということでございます。以上です。

○澤委員長 区民にとってもなかなかいいことでございます。何かご質問等ございますか。

○綱川委員 「相互協力の実施について」というふうに書いてあるのですが、「図書の相互貸借を行います」と書いてあるのですが、この文章、議案書だけだと、港区民が借りる場合のことしか書いていないのですね。それで、逆の場合はどうするのかというのが1点。

あと、「港区立図書館で借受け、図書館利用者に貸出します」ということになってはいますが、借りたものに対する責任というのはどこにあるのでしょうか。

以上2点です。

○図書・文化財課長 東京海洋大学の側の借り受けといたしますか、利用につきましては、東京海洋大学の方に利用者に向けての規定がございますので、その規定の範囲の中でということになるかと思えます。

それから、責任というところでございますけれども、東京海洋大学以外のほかの図書館、例えば他の自治体の図書館とやるときも必要なのですが、基本的には図書館同士の相互協力という形で、利用者のために相互協力をするという形になりますので、一義的な責任はそれぞれの図書館、ただ、その末端につきましては、利用者がおりますので、要するに図書館の責任においてその利用者にかちっと負担をしていただくという形になります。

○小島委員 今の「図書館の責任において」というのはどっちの図書館ですか。東京海洋大学の図書の場合には港区の図書館が責任を負うのですか。それとも東京海洋大学が自分で責任を負うのですか。

○図書・文化財課長 借り受け側の図書館。

○小島委員 借り受け側ですか。

○綱川委員 その辺が実施理由のところきちんと書いていないので、ここで議案説明なさるのでしたら、そこまできちんと載せておくよう、よろしくお願いします。

○澤委員長 これは非常にいいことなのですけども、使う側からすると、インターネット等で東京海洋大学の図書はこういうものがありますとか、そういうのがわかるようになっているのですか。区民は向こうの情報をどういうふうに知ることができますか。

○図書・文化財課長 インターネットで東京海洋大学の附属図書館のホームページで蔵書検索ができるので、そちらで見えていただいて、あらかじめそういった資料があるということになれば、図書館を通じて申し込んでいただくという形になります。

○澤委員長 大学の図書館というのは、普通、だれでもというわけにはいかないと思うのです。だから、港区の窓口から入っていくということになるのですか。

○図書・文化財課長 ホームページの蔵書検索は区の利用者に限らず見ることはできるようになっています。ただ、実際に貸し出しできるかどうかというのは、向こうの貸し出しできない資料もございますので、そのあたりを向こうの指示に従うということになります。

○澤委員長 なるほど。借りたい人は、本を決めてから港区の図書館の窓口に行って「これの貸出しをお願いします」と。そういう手続になるわけですか。

○図書・文化財課長 基本的にはそのような流れになります。また、あるかどうか分からないという場合であれば、例えばホームページ等で検索ができない状況であったということであれば、図書館の方にお問い合わせいただくということになります。

○澤委員長 綱川委員が言われるように、何かのときの責任の体制とかそういうのははっきりしなければいけないと思いますけれども、こういう形で区民の皆さんの知的好奇心を満足していただく手段が広がるということはすごくいいことだと思います。

○半田委員 「図書交換車」というのはどういう車ですか。

○図書・文化財課長 「図書交換車」と記載してございますのは、通常、港区内の各図書館の間を、毎日、本を移動するために、区の方で借り上げた車で、本を積んで回っておりますけれども、その車が定期的に海洋大の方にも行って本を交換してくるという形でございます。

○半田委員 よくある移動図書館みたいな形ではなく、本だけを積んで、要するに運搬だけの車ということですね。

○澤委員長 では、報告はよろしいでしょうか。

9 教職員の人事異動について

○澤委員長 次に、「教職員の人事異動について」。指導室長、よろしくお願いいたします。

○指導室長 それでは、資料に基づきましてご報告させていただきます。

まず、校長・園長でございますけれども、今回、幼稚園の園長の異動はございませんでした。小学校の校長、中学校の校長、それぞれ4名の転出に対して転入が4名ということでございます。

次に、副校長・副園長でございます。

こちらは、小学校が9名の転出に対して転入が8名ということになってございますが、これは実は1名、小学校の副校長で年度途中で病気休職がおりまして、その人の数が入っておりますので、それが解消されたということで9名に対して8名ということでございます。

中学校については2名の異動ということです。幼稚園の副園長につきましては、新たに新設で2名でございます。副園長の新設につきましては、芝浦と高輪幼稚園ということでございます。

次に、教員の異動でございます。

小学校の教員でございますが、転出と転入の違いにつきましては、学級数の増減等、そういった理由がございまして、転入で見ますと、今年度72名の転入ですが、昨年度は68名ということでした。新規採用ですけれども、今年度23名ということでございます。昨年度は21名ということで、それほど大きな変化はございませんでした。

中学校の教員でございます。こちらの人数の差につきましても、学級数の増減等の理由がございまして。昨年度、中学校を見ますと32人転入してございますが、今年度34名ということと、新規採用につきましては昨年度14名、今年度も14名ということで、こちら大きな変化はございませんでした。

次に、幼稚園でございます。幼稚園の転出は6名ということで、転入は5名、そのうち新規採用が2名ということでございます。こちらも学級数の増減ということと、副園長に昇任したということがございまして、こちらの増減の数になってございます。

それから、事務・栄養士につきましては、事務が10名転出で10名転入。栄養士につきましては、2名の転出で1名の転入ということでございます。栄養士につきましては1名の定数減による減少ということでございます。説明は以上です。

○澤委員長 教職員の人事異動につきまして指導室長から説明をもらいましたけれども、何かご質問等ございますか。

○小島委員 今、室長から、小学校の校長先生が4人、中学校の校長先生が4人、転出・転入したというようなご説明がありましたね。3月の定例会での説明では、3人、3人だったのではないかと思います。1人増えたということですか。

○指導室長 実は、3月29日付で発令がございました。1名の転出につきましては、他区市の教育長になったということでございまして、その分1名入ってきたということで、小学校でございすけれども、4名の転出と転入が4名ということです。

○綱川委員 「その他の派遣等」というので書いてありますけれども、これはどういうものか教えてください。あと、栄養士の方が2人転出して転入が1名なのですね。これは定数が1名減ったということですか。また、小学校の「その他の派遣等」でございすけれども、これは転出ですので、大学院に勉強に行っている者がございまして、その人の分でございます。「在外派遣解除」1名はご本人なのですから、下の「その他の派遣等解除」2名は在外の帯同者が戻ってきたということでございます。

○綱川委員 例えば、配偶者とかということですか。

○指導室長 はい。それから、もう1人は、大学院に就学して休業していた方が戻ってきたということでございます。栄養士につきましては、赤坂中学校に定数が1名ということでございます。

○澤委員長 ほかによろしゅうございましょうか。

10 今後の幼・小中一貫教育の推進について

○澤委員長 次に、「今後の幼・小中一貫教育の推進について」。指導室長、よろしく願いいたします。

○指導室長 今後の幼・小中一貫教育の推進について、資料に基づいてご説明いたします。

まず、教育委員会事務局では、今までも、幼稚園から続く義務教育9年間の学びの連続性を重視して、小中一貫教育の基本方針の策定や小中一貫教育カリキュラム等を作成し、小中一貫教育を推進していく教育環境の整備をしてまいりました。開校3年目を迎えますお台場学園では、お台場プランの検証作業や小学校高学年からの教科担任制ですとか、学校行事による異学年交流等の取り組みを進めまして、その成果が徐々に現れてきているというところでございます。

また、朝日地区の小中一貫教育校では、この4月より朝日中学校が三光小学校の4階部分に移転いたしまして、同じ施設内、同じ建屋内で小学生と中学生の教育活動がスタートいたしました。今後、朝日地区の小中一貫教育校の開設に向けての基盤を培うものと考えてございます。

教育委員会事務局といたしましては、これまでのお台場学園での成果、あるいは朝日中、三光小、神応小の小中一貫教育校開設に向けて、進捗状況を踏まえまして、次にご説明いたします「港アカデミー構想」に基づいて、今後も小中一貫教育を一層推進していきたいと考えているところでございます。

まず、1の「基本方針」でございます。こちらは、幼・小中一貫教育推進といたしまして、区内の公立の幼稚園12園、小学校19校、中学校10校を、中学校区を単位とする10のグループに編成いたします。この中学校区を単位とするグループを「アカデミー」と言います。このアカデミーごとに幼・小中の連携・接続を重視しながら一貫教育を推進していくという基本方針でございます。

それから、「ねらい」でございます。「ねらい」につきましては、幼稚園から続く義務教育9年間、15歳までの子どもの成長を公立学校が責任を持って担う点を重視しまして、幼・小中の教員の連携・交流を推進し、また、校種を超えて相互理解を深め、港区の公教育のあり方、仕組み等を再構築していく中で、本区の教育の質の向上を図るということをねらいとしてございます。

次は、「港アカデミー構想」なのですが、裏面の図でご説明いたします。

まず、大きく3タイプに分けてございます。一つは、お台場アカデミーと朝日アカデミーという、いわゆる施設一体型の一貫教育校ということでございます。二つ目が施設隣接型。こちらにございます御成門アカデミー、赤坂アカデミー、港南アカデミーという、いわゆる近くに施設があるということです。三つ目がカリキュラム連携型の一貫教育です。これは、地理的な距離が若干離れておりますけれども、カリキュラムの連携を中心にいたしまして、幼・小中一貫教育を推進することで、三田アカデミー、高松アカデミー、六本木アカデミー、高陵アカデミー、青山アカデミーということで考えてございます。

今後の、アカデミーごとの取り組みについてですが、平成24年度は、具体的な取り組みとしまして、幼・小中の交流を中心に推進いたしまして、アカデミーごとに「港カリキュラム」を基にした小中一貫の学習カリキュラムの検討、あるいは小中での運営組織や校務分掌の編成にかかわる研

究ですとか、幼児・児童・生徒の異年齢交流のあり方などを研究してまいります。また、指導室が所管する教員研修会等につきましても、幼・小中一貫教育の推進を基軸として再編成してまいります。報告は以上でございます。

○澤委員長 本区の教育委員会が推進している小中、当然、幼も含めた一貫教育の今後の展開について、今、指導室長から説明がありましたが、何かございますか。

○綱川委員 今、社会教育委員の会議で地域支援本部の話も諮問していますし、あと、既存の組織としては、青少年対策地区委員会等がありますよね。そうすると、これから先、そういった地域の組織を巻き込んで、地域全部で学校と連携していくような単位にこの「アカデミー」がなればいいのかと思うのです。ここは指導室とか、ここは生涯学習とか、ここは子ども課とか、そういうことではなくて、連携できるように将来的に広げていっていただければいいなと思いますが、いかがでしょうか。

○指導室長 私も、社会教育委員の会議の方に事務局側として出席し協議の内容を聞いております。やはり学校教育を推進する上で、地域の方の協力ですとか、いろいろな人材、あるいは施設も含めて活用していく上で、そういった地域の方のお力をお借りして推進していくという中で、いわゆる地域支援本部のような組織というのは非常に有効に働くのではないかなという感想を持っております。

○生涯学習推進課長 社会教育委員の会議におきまして、学校地域支援本部事業というものを検討してございますので、指導室と十分に連携を取っていきたいと考えてございます。

○教育長 これは指導室の資料となっているのだけれども、小中一貫教育を推進していくのは教育政策担当なのですが、その辺の関係はどうなっているのですか。

○指導室長 当然、教育政策担当とも十分連携をして進めてまいりたいと思います。特に、朝日地区につきましては、現在、教育政策担当で推進しております。カリキュラムの内容の部分については我々も関係してまいりますので、相談しながら推進したいと考えているところでございます。

○教育長 それから、この「港アカデミー構想」ですけれども、今、校長会で教育経営協議会というものをやっております。これは年単位でやっているのですけれども、この教育経営協議会というのは、校・園長が教育長の講話の中でテーマを設けて、以前は各校種ごとに研究をしてもらいました。幼稚園、小学校、中学校。小学校は校数が多いので地域ごとにグループを組んでやっていた。例えば、学校の評価についてどうするか。幼稚園の学校評価、小学校や中学校の学校評価をどうするかという諮問的な問いかけに関してそれぞれの校種で相談して研究して発表していた。3年前から、小中一貫教育ということで研究を重ねていただいで、最初の段階ではやはり校種ごとにやってきた。それを今度は、幼稚園、小学校、中学校の地域の学校ごとに、今年度は、このアカデミーごと、つまり、中学校区ごとでそれぞれのタイプに分かれているわけですから、それぞれのタイプごとに幼稚園と小学校と中学校の園長・校長が研究する。今度は、研究を中学校区ごとにやるわけですから、より具体的に、より教育の中身に沿った研究になっていくと思います。より具体的なカリキュラムと、あるいは連携などというよりは、一緒に教育の中で何ができるのか、何を改善しなければならないのかということも含めて、具体的な研究が進められると思います。

○澤委員長 各校種間の有機的な連携ということに重きを置いた、港区ならではのことになりませんか。それぞれ既に3年ほどいろいろ研究されてきているようではございますけれども、今度、各アカデミーということになると、そこで自主的にいろいろ問題点を洗い出したり、それからどうするかという段階に移るという理解でよろしいのですか。

○指導室長 おっしゃるとおり、具体的に進めてまいります。それぞれ環境が違いますので、施設一体型、施設隣接型、あるいはカリキュラム連携型によって、当然、物理的な条件がございますので、行う研究の内容に違いはございますけれども、それぞれがどうやったらより質の高い教育ができるかということで具体的に動き出します。まずは、例えば、小学校、中学校の先生が幼稚園の教育を見るとか、逆に、幼稚園の先生が小・中学校の教育を見てそこから発想する。義務教育12年間で発想していくということを中心に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○綱川委員 私は、2月の教育経営協議会の報告会に出席しました。あのときは支所単位ぐらいの大きい地区で話しておられて、例えば、麻布地区なら麻布地区単位でとか、そういうところで発表なさっていたのですが、もっと細かく分けないと、言っている話が全体的にちょっと違うところもあるなどと思って聞いていたのですけれども、今回、こういうふうに中学単位だと本当に近くなりますので、もっと具体的にできると思います。すごく期待していますので、よろしく願います。

○半田委員 今、各アカデミー名称は仮称となっておりますが、将来的にはこれが実際の名前になるのでしょうか。

○指導室長 今、「アカデミー」という名前を仮称で使わせていただいております。校長会などで比較的自然に使われるようになってきてございます。「アカデミー」という言葉を調べますと、学問とか芸術の指導的な役割を担う団体のような、精神的な取り組みのイメージがございますので、これから目指している方向性と一致しているというふうに考えてございますけれども、今後、名称につきましてはいろいろな手続を踏んで正式なものにしてまいりたいと考えているところでございます。

○教育長 「アカデミー」という言葉が仮称なのか、それともその前につく言葉が仮称なのか、仮称というのはいろいろな意味があるので、教育委員の皆さんからもいろいろご意見をいただいて、より港区らしい名前を決めていけばいいかなと思っています。

○澤委員長 よろしゅうございましょうか。

それでは、指導室長、港区の教育の質が一段アップするようなことが期待できる取組みだと思えますので、よろしく願います。

「閉 会」

○澤委員長 以上で、本日予定している案件はすべて終了いたしましたけれども、庶務課長、ほかに何かありますか。

○庶務課長 本日、事務局からは特にございません。

○澤委員長 それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次回は、4月24日火曜日、午後3時からの予定です。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(午後4時38分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝 一 郎

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐